

使用水の衛生管理について（水質検査）

「施設で使用する水は、飲用適であること。」と規定されています。

（食品衛生法施行条例（平成 12 年 3 月 31 日東京都条例第 40 号）公衆衛生上講ずべき措置の基準）

水道から直接供給される水以外を使用する場合は、年 1 回以上、下表のとおり、使用水の検査をする必要があります。

使用水の種類		検査項目 ^{※1}
小規模貯水槽	ビルやマンションなどの建物に給水する方式として、水道水をいったん受水槽(10 m ³ 以下)に貯めて、その後ポンプを使って中高層階へ送るタンク式給水方式のもの	9項目 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度
水道水以外の水(井戸水等)	井戸水又は沢水を水源にしたもの	26項目 ^{※2} 一般細菌、大腸菌群、カドミウム、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン(シアンイオン及び塩化シアン)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、有機リン、亜鉛、鉄、銅、マンガン、塩素イオン、カルシウム・マグネシウム(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、有機物等、pH値、味、臭気、色度、濁度

※1 都外施設の場合も、該当する使用水に必要な検査項目を実施します。

※2 水道法による水質基準の全項目(51 項目)を行った場合でも、「大腸菌群」、「有機物等」及び「有機リン」の検査は含まれていないので、これらの検査が必要です。